

L AWS分野における新興技術に係る我が国国連提出作業文書 要約

我が国は、新興技術の更なる発展を見据え、国際人道法（IHL）等の既存の国際法との関係を整理しつつ、L AWSに係る規範・運用の枠組みの明確化に向けて取り組むことは極めて重要であると認識している。

新興技術の軍事利用については、そのリスクとメリットを十分理解し、人道的考慮と安全保障上の観点を踏まえながら、包括的な検討を行う必要がある。我が国は、新興技術の軍事利用は、人間中心の原則を維持し、信頼性、予見可能性を確保し、責任ある形で行われることを重視する。また、IHLの義務はL AWSを含む全ての兵器システムに適用されるものであり、IHLを遵守する形で使用できない兵器システムは使用してはならず、それ以外の兵器システムについても、IHLの遵守を確保するために必要な制限を行うとの考え方を支持する。兵器システムの使用に当たっては、人間の責任を機械に転嫁することはできず、IHL上の国家の義務に合致した形で、人間による責任ある指揮命令系統の下で運用し、責任の所在を明らかにすることを確保しなくてはならない。

1 主要論点への見解

(1) 特徴

- 我が国は、現在の自律型兵器システム（AWS）についての議論との関係で論点となる兵器システムは、一度起動すれば、操作者の更なる介入なしに標的を識別し、選択し、殺傷力を持って交戦することができるという特徴を備えているものであると考える。

(2) 国際人道法の適用

- 我が国は、IHLを始めとする国際法や国内法により使用が認められない兵器システムの研究開発や運用を行うことはない。
- 国際法、特にIHLを遵守して兵器システムを使用するためには、IHL上の責任を問うことのできる人間の関与が必要である。人間の関与が及ばない兵器システムについては、その兵器システムによる攻撃の結果に対して責任を負う指揮官や操作者の特定が困難となる可能性がある。また、人間の関与が及ばないことにより、使用者の意図したとおりに運用できないこと、ひいては文民に対する想定外の被害を発生させる等の結果をもたらすことになり得る。
- 我が国は、人間の関与が全く及ばない完全自律型の致死性を有する兵器システムについては、必ずしもIHLの遵守を確保できる段階にはないと考える。一方、人間の関与が確保された自律性を有する兵器システムについては、ヒューマンエラーを減少し、省力化、省人化といった安全保障上の意義を有するとの考えである。そうした点を踏まえ、人間の関与が及ばない完全自律型の致死性を有する兵器システムを開発する意図はない旨、表明している。

- 上記を踏まえ、我が国は、AWSの中で、その性質上過度の傷害又は無用の苦痛を与えるもの、本質的に無差別なもの、その他IHLに従って使用することができない兵器システム、また、適切なレベルの人間の判断が介在せず、人間による責任ある指揮命令系統の中での運用が確保できないような、人間の関与が及ばない完全自律型の致死性を有する兵器システムは、許容できない結果をもたらす可能性のある兵器システムであり、その開発、使用は国際的にも認められるべきではないと考える。
- IHLに従って使用することができない兵器システム以外の兵器システムについては、IHLを遵守する形での使用を担保するための制限又はリスク軽減策の実行が求められる。我が国は、制限の措置として、特に兵器システムが交戦できる標的の種類、自己破壊・自己不活性化・自己無力化メカニズム等による兵器システムの作動期間、地理的範囲、規模等の制御・制限等が重要だと考える。また、人間による適切な判断を行うための前提として、その兵器システムの使用による効果の予見可能性と信頼性を向上させることが必要である。

(3) 人間の関与の在り方

- 人間の関与の在り方にとって最も重要な点は、指揮官や操作者が意図した形で兵器システムを運用できるような状態を確保することである。そのためには、使用する兵器システムに関する情報を彼らが十分に掌握すること、また、適切なレベルの判断を行使できる人間の関与を確保することで、人間による責任ある指揮命令系統の下での適切な運用を確保する必要がある。

(4) 責任・説明責任

- 2019年にCCWにおいて採択された11の指針(b)、2019年GGE報告書17(c)及び2022年GGE報告書19において確認された原則を踏まえ、我が国は、兵器システムは人間による責任ある指揮命令系統の下で運用し、責任の所在を明らかにすること、機械の行動に人間が責任を負える体制を確保することが求められていることを認識する。

(5) リスク評価と緩和措置

- 11の指針(g)で確認されているとおり、リスク評価と緩和措置は、兵器システムにおける新興技術の設計・開発・試験・配備サイクルの一部とすべきである。
- バイアス最小化措置、自己学習で更新される能力のモニタリング、意図しない結果の回避のためのセーフガード導入、AI等の技術活用に係る教育実施等の措置を講じることは特に重要である。
- 我が国は、AI技術を適切に活用できるようにするための教育を推進していく。

(6) 法的審査

- ジュネーブ諸条約第I追加議定書の第36条に従ってAWSの分野における新興技術を

用いた新たな兵器システムに係る法的審査を各国が行うことは、かかる兵器の使用が当該国に適用される国際法によって禁止されるかを決定するに当たり重要である。

2 今後の議論の在り方への見解

- 今後の議論により作成されるべき成果物に求められるのは法的拘束力ではなく、実効性のあるルールであることを改めて指摘する。厳しい安全保障環境の中で、人道的考慮と安全保障上の観点のバランスを追求するとの観点を踏まえながら、高い技術力を持つ国を含む主要国の参加を得る形で、コンセンサスでルールを形成していくことこそが、ルールの実効性の担保につながる。その観点から、CCW下での議論の継続を強く支持する。
- また、我が国は責任あるAIの軍事利用等に関する最近の議論を歓迎する。そうした議論がCCW下におけるLAWSに関する議論を補完・補強するものになることを期待している。
- 最後に、我が国は、新興技術を用いた兵器システムに係る国際的なルール作りに向け積極的かつ建設的に貢献することを再確認する。